

**令和8年度いわてグリーン・ツーリズムスタディ
委託業務**

業務仕様書

**令和8年8月
岩 手 県**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度いわてグリーン・ツーリズムスタディ委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 目的

都市農村交流人口を一層拡大していくには、体験型教育旅行の新規開拓に継続的に取り組むことに加え、企業研修の誘致や外国人観光客の受入拡大等、多様化するニーズへの対応を進めることが重要であり、スキルやノウハウを持った実践者の育成が急務である。

また、高齢化に伴う民泊受入農家数の減少が見られることから、実践者の育成に加え、新規受入農林漁家の確保・育成に向けた組織的な取組を進めることが必要である。

このため、多様なニーズに対応できるスキルやノウハウを持った実践者の確保・育成に向け、新規取組を志向する者等を対象とした「いわてグリーン・ツーリズムスタディ」を開講する。

(2) 業務の名称

令和8年度いわてグリーン・ツーリズムスタディ委託業務

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

(4) 委託料の上限額

2,092,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 業務内容

ア 研修

対 象 者	グリーン・ツーリズムの新規受入を志向する者等														
開催時期	令和8年10月～令和9年2月														
開催回数	全6回														
内 容	安全衛生管理や民泊の申請等に係る基礎知識習得、外国人観光客や企業研修等に対応した受入の留意点等、以下の内容を含む研修とすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>＜安全管理の習得＞ 過去に起きた事故の事例や裁判の事例等を題材に安全管理手法について習得する（野生動物対策、送迎時の対応含む）。</td></tr> <tr> <td>2</td><td>＜訪日外国人観光客・企業研修対応＞ 外国人観光客や企業研修の現状と顧客志向を把握し、対応に必要な設備改善の必要性を理解する。</td></tr> <tr> <td>3</td><td>＜旅館業法等基礎知識の習得＞ 民宿、民泊の開業に必要な旅館業法、住宅宿泊事業法についての基礎知識を習得する。</td></tr> <tr> <td>4</td><td>＜受講者各自の受入資源の洗出し＞ ワークショップ等を通じて受け入れに活用できる地域資源を洗い出す。</td></tr> <tr> <td>5</td><td>＜体験指導力の習得＞ ワークショップ等を通じて地域資源を活用した体験メニューの活用方法を習得する。</td></tr> <tr> <td>6</td><td>＜実践力の向上＞ 先行事例の実践者の施設を訪問し、実践者の助言を受けつつ、受講者の今後の取組計画をとりまとめる。</td></tr> </tbody> </table> 以上のほか、提案内容の実施効果をより高めるために、上限予算内で実施可能な内容があれば追加提案を認める。	回	内 容	1	＜安全管理の習得＞ 過去に起きた事故の事例や裁判の事例等を題材に安全管理手法について習得する（野生動物対策、送迎時の対応含む）。	2	＜訪日外国人観光客・企業研修対応＞ 外国人観光客や企業研修の現状と顧客志向を把握し、対応に必要な設備改善の必要性を理解する。	3	＜旅館業法等基礎知識の習得＞ 民宿、民泊の開業に必要な旅館業法、住宅宿泊事業法についての基礎知識を習得する。	4	＜受講者各自の受入資源の洗出し＞ ワークショップ等を通じて受け入れに活用できる地域資源を洗い出す。	5	＜体験指導力の習得＞ ワークショップ等を通じて地域資源を活用した体験メニューの活用方法を習得する。	6	＜実践力の向上＞ 先行事例の実践者の施設を訪問し、実践者の助言を受けつつ、受講者の今後の取組計画をとりまとめる。
回	内 容														
1	＜安全管理の習得＞ 過去に起きた事故の事例や裁判の事例等を題材に安全管理手法について習得する（野生動物対策、送迎時の対応含む）。														
2	＜訪日外国人観光客・企業研修対応＞ 外国人観光客や企業研修の現状と顧客志向を把握し、対応に必要な設備改善の必要性を理解する。														
3	＜旅館業法等基礎知識の習得＞ 民宿、民泊の開業に必要な旅館業法、住宅宿泊事業法についての基礎知識を習得する。														
4	＜受講者各自の受入資源の洗出し＞ ワークショップ等を通じて受け入れに活用できる地域資源を洗い出す。														
5	＜体験指導力の習得＞ ワークショップ等を通じて地域資源を活用した体験メニューの活用方法を習得する。														
6	＜実践力の向上＞ 先行事例の実践者の施設を訪問し、実践者の助言を受けつつ、受講者の今後の取組計画をとりまとめる。														
開催方法	・原則として集合研修とする。 ・県内各地域から受講希望があることを想定し、県央部から離れた地域で座学研修を開催する場合はオンライン併催とする等、受講者数の確保に向け、適切な開催方法とすること。 ・座学研修と実地研修等を実施する場合、座学研修のみの出席も可能な構成とすること。														
開催規模	各回20名程度の研修生が参加する規模（オンライン参加者を含む）														

イ 研修の運営

- ・ 研修の進行管理や、オンライン配信時の機材準備、配信管理は、受託者が行うこと。
- ・ 研修生の出席状況を管理すること。
- ・ その他、研修が円滑に実施できるよう適切な運営に努めること。

ウ 業務報告

受託者は、研修生の出欠状況などを研修毎に取りまとめ、研修で用いた資料等とともに、随時、県に提出すること。

エ 効果測定

各研修終了時に、研修生の研修に対する評価などをアンケート調査・分析し、報告すること。

なお、アンケートの内容は別途県と協議し決定すること。

オ その他

- ・ 研修生の募集は、受託者が行うこと。
- ・ 研修実施に係る会場、宿泊体験施設等の確保は、受託者が行うこと。

(6) 業務実績の報告

受託者は、業務終了後、「実績報告書」を期限内に県に提出すること。なお、提出期限は令和9年3月1日（月）とする。

【実績報告書の内容】

- ・ 業務実施状況
- ・ 業務の実施状況写真
- ・ 業務実施に要した経費
- ・ 研修生等の感想意見等
- ・ グリーン・ツーリズム推進担当者の所属する地域への波及に向けた課題、改善点等
- ・ その他県が必要と認めた事項

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を協議しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 第三者の権利侵害の禁止

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。

また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(7) 留意事項

ア 受託者は、委託業務に係る企画立案、進捗状況等について、岩手県農林水産部農業振興課と適宜打合せを行うこと。

イ 新型コロナウイルス等の社会情勢を勘案し、県は会議等の中止又は代替措置の実施を指示することがある。なお、その対応により発生した費用については、委託料に含めることができる。

ウ 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこと。

エ 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

オ この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して決めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は発注者から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、岩手県から文書等の引き渡しを受けた場合は、岩手県に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。岩手県は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受注者は、岩手県が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらか

じめ岩手県に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受注者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

- (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
- (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
- (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
- (4) 第1号及び第2号について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記第3号について責任者が了解していること。その他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受注者は、第1項の個人情報等を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
- (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 受注者は、第1項の個人情報等についてインターネット上で提供されるクラウドサービス等を活用して取得又は保存等を行う場合、当該サービスのセキュリティ対策等の信頼性が十分であることを評価した上で選定し、利用方法をあらかじめ岩手県に届け出なければならない。その利用を変更しようとするときも、同様とする。
- (4) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (5) 個人情報等を管理するための台帳を整備し、個人情報等の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(再委託の承諾)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を

更に委託する場合も同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。
- 5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 10 受注者は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(実地調査)

第 11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。